

## 契 約 書 (案)

1. 件 名 2023年世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等運営業務
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和5年7月31日 (月)
4. 契約金額 金 円  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除

発注者 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) は、2023年世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等運営業務 (以下「業務」という。) に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2  
支出負担行為担当官  
厚生労働省大臣官房会計課長  
熊木 正人

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第

350号) 第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号) 第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号) 第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行がで

きなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、誓約書、又は保険料納付に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の

全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第26条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に

(数量又は権利の不適合については期間制限なく) その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第27条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

# 2023 年世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等

## 運營業務に関する仕様書

2023 年世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等運營業務の内容及び範囲、実施方法等については、本仕様書によるものとする。

また、業務の遂行に当たっては、本仕様書の内容を基本としつつ、適宜厚生労働省大臣官房厚生科学課（以下、「事務局」という。）と十分協議するものとする。

### 第 1 世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等の趣旨・目的

2001 年 9 月の米国における同時多発テロを受け、カナダ政府の呼びかけにより、世界的な健康危機管理の向上及びテロリズムに対する準備と対応に係る各国の連携等について話し合うことを目的に各国保健相レベルの会合（世界健康安全保障イニシアティブ Global Health Security Initiative : GHSI）が 2001 年 11 月に発足した。メンバー国は G 7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）、メキシコ、欧州委員会（EC）であり、オブザーバーとして WHO も参加している。

この各国保健相レベルの会合（世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合）は毎年メンバー国の持ち回りで開催されており、今般、G 7 サミットの議長国である日本において、G 7 長崎保健大臣会合と併せて開催するものである。

なお、閣僚級会合の下には実務レベルで協議するための局長クラスの作業グループ、各専門家会合が置かれている。

### 第 2 世界健康安全保障イニシアティブ閣僚級会合等運營業務の概要

- (1) 開催期間  
令和 5 年 5 月 13 日（土）
- (2) 会議形態  
ランチ会合もしくはサイドイベント
- (3) 開催場所  
長崎県長崎市（出島メッセ長崎・ヒルトン長崎等を予定。以下「出島メッセ長崎等」という。）
- (4) 参加国等  
G 7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）、メキシコ、欧州委員会（EC）、WHO を想定している。
- (5) 参加者  
・上記（4）の参加国（日本を除く）、国際機関から各 2 名程度

- ・日本（厚生労働省）から 10 名程度
- (6) 事務局  
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室

### 第3 委託業務の範囲

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長（以下「委託者」という。）は、本業務の目的を達成するために受託者に以下「第4 委託業務の具体的事項」に掲げる業務の実施を委託するものとする。

### 第4 委託業務の具体的事項

受託者が行う業務は、以下のとおりとし、その実施に当たっては、随時、事務局に確認の上、進めること。

作業を遂行するに当たっては、会議運営に支障がないよう施設を確認するとともに、使用規則等を順守する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための十分なスペースを取り、定期的な換気と消毒の励行、関係者と接触するスタッフにマスク着用等感染対策等を実施すること。

- (1) 基本計画の策定並びに事務局、県・市及び関係機関等との連絡調整
    - ① 業務遂行のための基本計画の策定
    - ② 事務局担当者との定期的な打合わせの実施
    - ③ 事務局担当者が必要と判断したとき、厚生労働省に速やかに相談・報告し、事務局担当者と打合わせ等を実施できる体制の確保
  - (2) 会場設営関係
    - ① 会場使用計画（レイアウト）の策定
    - ② 参加者動線計画の策定（各国等参加者及び厚生労働大臣の動線）
    - ③ スタッフ間の通信手段の確保（借り上げ携帯電話等）
    - ④ 会場の事前準備及び会場設営に係る出島メッセ長崎、G7保健大臣会合事務局等との連絡調整
    - ⑤ 会場の設営と会合終了後の原状回復
    - ⑥ 映像関係機器、音響関係機器、通訳関係機器、通信関係機器（無線を含む）、事務用関係機器の手配、設営、撤去  
備品等の故障に備えるとともに、専門家が速やかに修理できる体制を整えるなど、施設・設備等について、本会議の実施に十分な可用性を確保し、各種機器等については、使用期間中、故障等が発生した場合は、会議進行に支障が生じないように速やかに代替機を準備するなどバックアップ体制を整備すること。
- (ii) 会場

(ア) 会合会議場

PC、プリンター（カラー）を必要台数。

(イ) 事務室（サブ・ロジ室）

PC、複合機（カラー）、プリンター（カラー）を必要台数。

(ウ) 参加国共同ロジ室

PC、複合機（カラー）、プリンター（カラー）を必要台数。

(ii) 搭載する機能等

(ア) PC（周辺機器を含む）

- ・ 搭載する OS は Windows10 以上とし、最新の Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）がインストールされていること。
- ・ インターネットに接続できるようにするとともに、複合機等と接続し、使用可能な状態にすること。

(イ) 複合機（カラー）

コピー機能、プリンタ機能、ステープル機能、FAX機能を備えること。

(ウ) 複合機（モノクロ）

コピー機能、プリンタ機能、ステープル機能、FAX機能を備えること。

⑦ 卓上及び自立式国旗の配置、卓上ネームプレートの手配

⑧ その他必要な機材、備品、事務用品の配備

⑨ インターネット回線及び通信回線の敷設、保守、撤去

会合の運営に支障のない余裕を持った速度・容量のデータ通信接続を、持続的かつ安定的に確保することとともに、複合機等と接続し、使用可能な状態にする。

事務局は原則として厚生労働省配備のシンクライアント端末を使用するため、インターネット環境の設計においてはこの点にも留意すること。

なお、セキュリティの観点から会合の専用の回線を用意するものとし、会場において参加者全員が同時使用しても通信速度が遅滞しない環境を維持すること。また、情報セキュリティ対策（サイバーテロ対策を含む）として、会場内に敷設した無線 LAN (Wi-Fi) や USB メモリ等を介したウイルス感染、不正侵入、情報漏洩等が発生しないよう、有効な情報セキュリティ対策を検討し提案すること。

※ 会場の設備、備品等で利用可能なものは、最大限利用すること。

※ G7 長崎保健大臣会合で準備された設備、備品等を共用することで両会合の運営に支障がない場合は、G7 長崎保健大臣会合の事務局と調整の上、最大限利用すること。

(3) WEB会議の仕様

① インターネット環境等

本会合の運営に支障のない余裕を持った速度・容量のデータ通信接続を、持続的かつ安定的に確保することとともに、複合機等と接続し、使用可能な状態にする。

事務局は原則として厚生労働省配備のシンクライアント端末を使用するため、インターネット環境の設計においてはこの点にも留意すること。

なお、セキュリティの観点から会合の専用の回線を用意するものとし、会場において参加者全員が同時使用しても通信速度が遅滞しない環境を維持すると。また、情報セキュリティ対策（サイバーテロ対策を含む）として、会場内に敷設した無線 LAN (Wi-Fi) や USB メモリ等を介したウイルス感染、不正侵入、情報漏洩等が発生しないよう、有効な情報セキュリティ対策を検討し提案すること

② 手配すべき機器

下表 1 のとおり。

表 1

機器名	規格	数量
映像機器	80inch LCD	1～2台
スクリーン	自立・組立式 (16:9)	2台
プロジェクター	DLP プロジェクター	2台
PC	Windows 10 以上、Intel Core i7、メモリ 16GB 以上、SSD 256GB 以上を搭載したもの (web カメラ内蔵型)。うち 1 台は、Otter をインストールしたものとする。	10台
ポケット型 Wi-Fi	Zoom ウェビナーを利用し、会合を運営するにあたり、本会合の会場において 余裕を持った速度・容量のデータ通信 接続を確保できるポケット型 Wi-Fi で あって、安定したインターネット環境 を構築できるもの。	2台
音響機器	リクエストマイク	10本
音響関連機材	上記マイク他、ミキサー等の関連機材	一式

※会場の設備、備品等で利用可能なものは、それを利用する。

※G7長崎保健大臣会合で準備された設備、備品等を共用することで両会合の運営に支障がない場合は、G7長崎保健大臣会合の事務局と調整の上、最大限利用すること。

(4) 宿泊施設の確保及び使用計画の策定

原則として、G7長崎保健大臣会合での参加者と重複するため必要がないが、G

7長崎保健大臣会合の参加者とは重複しない参加者がいた場合は、宿泊施設の確保および使用計画が必要となる。

その場合は、G7長崎保健大臣会合および本会合の事務局とよく調整の上対応をすること。

## (5) 飲食

### ① 飲食計画の策定

ランチ会合として開催された場合はランチ、サイドイベントとして開催された場合はコーヒープレイク、会議中、各控室・作業室の飲食関係の手配（地元等からの提供品含む）及び飲食計画の策定を行う。

### ② 飲食計画の内容

・飲食計画の企画に当たっては、参加者の食事に関するアレルギーや信仰等に基づく禁忌、嗜好などを事前に確認し（ベジタリアン、ハラール等）、食事の内容に反映させるとともに、誤って不可食材が含まれる食事が配膳されない様に必要な対策を講じること。

・提供する飲食物に重複が無い様に調整し、日本らしさとテーマ性のある装飾と食材で、最大限参加者をおもてなしする厳選されたメニューを提案すること。

## (6) 人員関係

### ① 会合の運営に必要な人員の手配及び配置計画の策定

### ② G7長崎保健大臣会合において、国及び地元自治体から日本以外の参加国等に各1名（計3名）ずつリエゾンを派遣する計画であることから、当該リエゾンおよび連携を図り、場合によっては、その不足を補うこと。

## (7) 通訳の手配

同時通訳（日・英2名※）の確保。通訳者については厚生労働省業務における実績を有する者とする。

※関係者と接触するマスク着用等の感染対策を実施すること。実施における必要な通訳ブース等の設備を含めること。

## (8) 会合運営関係

### ① 参加者動線計画（各国等参加者及び厚生労働大臣の動線計画）の策定

### ② 集合写真の撮影手配、参加者への集合写真の配付

### ③ その他会合運營業務（会場入口付近での受付、参加者の出欠状況の確認及び取りまとめ、参加者の誘導、会合の場景写真の撮影及び配付（又は送付）、プレゼンテーション補助業務等）

(9) 会合関係資料の作成、翻訳、印刷等

原則として、資料は日本語と英語の2言語で用意する。作成に当たっては、事務局と十分に調整すること。

- ① 会合資料（プログラム、プレゼンテーション資料、ビデオプレゼンテーション資料、発言メモ等）、ロジ関係資料の作成、翻訳（ネイティブチェックを含む）、印刷製本。
- ② 参加国等から提出される資料の会場での差し替え、更新情報の事務局・通訳への遅滞のない連携、資料の差替えや修正が発生しても柔軟に対応できる体制を確保すること。

(10) 警備関係

G7長崎保健大臣会合において手配がされているが、必要であれば事務局と調整し対応すること。

(11) 情報セキュリティ対策（サイバーテロ対策を含む）

会場内に敷設した無線 LAN (Wi-Fi) や USB メモリ等を介したウイルス感染、不正侵入、情報漏洩等が発生しないよう、有効な情報セキュリティ対策を検討し提案すること。

また、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「IPA/「Web 会議サービスを使用する際のセキュリティ上の注意事項（2020年7月14日）」及び「内閣サイバーセキュリティセンター」が公開する、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を参照すること。

(12) 運営マニュアルの作成

各種マニュアルについては具体的な人員配置を記載すること。

- ① リエゾン業務
- ② 通訳業務
- ③ 受付業務

(13) 参加者情報の取りまとめ

- ① 招待状（代表者）及び開催案内（参加者登録等）の作成・送付並びに各国・機関との連絡調整補助
- ② 参加者情報の取りまとめ及び参加者一覧（日本語・英語）の作成
- ③ 参加者の査証手続き支援
- ④ 参加者のフライト、到着日情報、食事制限、ミールチョイス等の取りまとめ等

※G7長崎保健大臣会合でのとりまとめが利用できる場所は最大限活用し、重複業務がないようG7長崎保健大臣会合事務局とよく調整すること。

(14) 感染症対策

- ① 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための十分なスペースを取り、定期的な換気と消毒を励行すること。
- ② 手指消毒設備の設置と昼食会場等の飲食スペースでは必要な座席間隔の確保及び定期的な換気と消毒を実施すること。
- ③ 関係者と接触するスタッフにマスク着用等感染対策を実施すること。

(15) 記録関係

- ① 会合内容の録音・撮影及び会合記録の作成（会合内容を録音・撮影した電子媒体（DVD-R等）2部及び作成した会合記録の電子媒体を厚生労働省大臣官房厚生科学課に納品すること。）
- ② 参加国等への会合報告書及び会合議事録（PDF形式、ワード形式の各電子媒体）の作成並びに送付

(16) 委託業務実施報告書等の作成

- ① 委託業務実施報告書の作成  
委託業務実施報告書には、開催概要、体制図、フロアレイアウト、ルームレイアウト、警備、配車等について記載すること。  
委託業務実施報告書は紙媒体10部及び電子媒体（DVD-R等）1部を会期終了後1か月以内に提出すること。
- ② 収支報告書の作成

(17) 会合終了後の支払い、精算業務

宿泊費及び食事代として、参加者から参加費用を徴収する予定であり、受託者は、領収事務を行う。ただし、昼食を提供しないサイドイベントとして本会合を実施する場合は不要となるため、G7長崎保健大臣会合の事務局および本会合の事務局と調整すること。

## 第5 委託業務の実施期間

受託者は、契約締結後1週間以内に業務を開始するものとし、令和5年度は概ね以下の計画に沿って委託業務を実施し、令和5年7月31日（月）までに業務を完了させること。

令和5年4月 3日	委託契約締結、委託業務開始
令和5年5月 13日、14日	G7長崎保健大臣会合開催、GHSI閣僚級会合開催
令和5年5月 31日	委託業務実施報告書、収支報告書、会合報告書、会合記録、議事録の提出
令和5年7月 31日	委託業務完了

## 第6 検査

検査については、受託者から提出された委託業務実施報告書を事務局が確認することによって行う。

提出された委託業務実施報告書に不備があった場合、受託者は直ちにこれを引き取り、必要な修復を行った上で、指定された日時までに修正が反映されたすべての成果物を納品しなければならない。

## 第7 委託業務実施上の留意点

### 1. 受託者に求められる資質

受託者には、参加国等との連絡調整を行う必要上、英語能力を用いた業務についての十分な経験を有し、かつ、適確に情報を収集する能力が求められる。

### 2. 受託者は、業務の実施に当たって委託者と緊密に連絡を取ることとし、必要に応じて委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。

### 3. 受託者は、特に委託者の指定した期限・ルールを遵守すること。やむを得ない遅延が発生する場合は指定された期限が来る前に遅延が発生することを予め伝え対応可能な日時を提示すること。

### 4. 委託業務実施計画書

受託者は、委託者の定める様式に従い、契約締結時に委託者に対して委託業務実施計画書を提出するものとする。委託業務の実施に当たり計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。

### 5. 事故等の報告

受託者は、委託業務の実施に重大な影響を及ぼす事故その他重大な事件、人命に損傷を与える事故等が発生した時は、臨機の措置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を委託者に報告するものとする。

### 6. 受託者は、委託業務の実施に関する情報を委託者の承認なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

### 7. 個人情報の取扱い

本業務によって知り得た個人情報は、次のとおり取扱うこと。

- (1) 委託者の承認なしに第三者に提供しないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を業務実施以外の目的で複写又は複製しないこと。

また、作業の必要上、複写又は複製した場合には、作業終了後、適切な方法で破棄すること。

- (3) 個人情報記載された資料は、業務完了の日の属する年度の終了後5年間保存することとし、保存期間経過後、適切な方法で破棄すること。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (4) 個人情報の漏えい等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。

## 8. 再委託の制限

- (1) 委託業務の全部を一括して再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることをいい、物品等の支出は含まない。以下同じ。）することはできない。
- (2) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満とする。
- (3) 業務の遂行において再委託を行う場合には、本仕様書に定める受託者の責務を再委託先も負うよう必要な措置を実施し、あらかじめ委託者の承認を受けるものとする。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (4) 受託者が再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。
- (5) 再委託先において、本仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は当該委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (6) 再委託を行う場合には受託者同様、再委託先においても必要事項に誓約すること。

## 9. 物品等の調達

- (1) 印刷物の仕様は、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日一部改正。以下「基本方針」という。）に従うこと。なお、委託業務実施報告書の裏表紙等に古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。

また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮すること。

- (2) 会合運営については、基本方針の判断の基準に従うこととし、業務の実施に当たって次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。
  - ① 紙の資料を配付する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配付される用紙が特定調達品目に該当する場合は当該品目に係る判断の基準を満たすこと。
  - ② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、基本方針における印刷にかかる判断の基準を満たすこと。

## 第8 事情変更等への対応

参加国等との調整の結果により、本仕様書記載の項目は変更される可能性があるため、柔軟に対応できる体制が整備されていること。

本仕様書に定めのない事項又は本業務に関し生じた疑義については、委託者と協議して対応すること。

## 第9 著作権等

1. 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て事務局に帰属するものとする。
2. 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うものとする。
3. 政府が所有する資料（写真等）を使用する場合には、調整の上、調達可能なものについては事務局が提供する。
4. 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら事務局の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 第10 機密の保持

1. 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩又は本業務以外の用途に使用しない。また、そのために必要な措置を講ずること。
2. 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担する。
3. この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。
4. 応札希望者についても1から3までに準ずる。

## 第11 契約不適合責任

1. 本調達について、契約の内容に適合していないことを知った時から1年以内に納入物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において不適合があることが判明した場合には、その不適合が事務局の指示によって生じた場合を除き（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に事務局の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても事務局の承認を受ける。
2. 前項の期間経過後であっても、成果物等の不適合が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、その責任を負うものとする。

3. 事務局は、前各項の場合において、不適合の修正等に代えて、当該不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

### **第12 その他留意事項**

本会合は、G7長崎保健大臣会合の一部（ランチ会合もしくはサイドイベント等）での開催方式のため、G7長崎保健大臣会合での設備や手順等、代用や共用できることは最大限利用し、重複業務がないよう本会合の事務局およびG7長崎保健大臣会合の事務局との十分な連携調整が必要となる。

### **第13 照会先**

本仕様書に関する照会先は次のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室 船坂・内山・鈴木